

石川県公報

平成 29 年 3 月 31 日 (金曜日)

号 外

(第 25 号)

目 次

教育委員会			
○石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則	1	○石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正	3
○石川県体育施設管理規則を廃止する規則	2	○石川県立学校処務規程の一部改正	4
○石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則	2	○石川県教育委員会文書管理規程の一部改正	4
○指導が不適切である教諭等の認定等に関する規則の一部を改正する規則	3	○申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則第2条に規定する申請書等の一部改正	4
		○グループ制に関する運営規程の一部改正	5

教 育 委 員 会

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第一号

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和四十年石川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中「教職員課
教員指導力向上推進室」を「教職員課」に、「スポーツ健康課」を「保健体育課」に改める。

第五条の表教職員課の項第三号中「、給与及び研修(教員指導力向上推進室の分掌事務を除く。)」を「及び給与」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同表教員指導力向上推進室の項を削り、同表学校指導課の項に次の三号を加える。

- 10 教育関係職員等の研修の総合企画調整に関すること。
- 11 石川県教員総合研修センターの管理運営に関すること。
- 12 いしかわ師範塾の管理運営に関すること。

第五条の表スポーツ健康課の項中「スポーツ健康課」を「保健体育課」に改め、同項第一号中「体育・スポーツ活動」を「学校体育」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを削り、同項第七号中「体育関係諸団体」を「学校体育関係団体」に改め、同項中同号を第三号とし、第八号を削り、第九号を第四号とし、第十号から第十二号までを五号ずつ繰り上げる。

第九条第一項の表課長の項から室次長の項までの規定中「及び教員指導力向上推進室」を削り、同条第二項の表主任指導主事 指導主事の項中

主任指導主事 指導主事の項中	<table border="1"> <tr><td>教員指導力向上推進室</td></tr> <tr><td>学校指導課</td></tr> <tr><td>スポーツ健康課</td></tr> </table>	教員指導力向上推進室	学校指導課	スポーツ健康課	を	<table border="1"> <tr><td>学校指導課</td></tr> <tr><td>保健体育課</td></tr> </table>	学校指導課	保健体育課	に改め、同表主任社会体育
教員指導力向上推進室									
学校指導課									
スポーツ健康課									
学校指導課									
保健体育課									

主事 社会体育主事の項を削り、同表学校保健技師の項中「スポーツ健康課」を「保健体育課」に改める。

第十二条第一項第四号を次のように改める。

四 教員総合研修センター

名称	位置	内部組織	分 掌 事 務
石川県教員 総合研修セ ンター	金沢市高 尾町	総務・広報課 リーダー養成研修課 自主研修サポート課 基本研修課 教育相談課 いしかわ師範塾	1 教育関係職員の研修に関すること。 2 教育相談に関すること。 3 情報教育に関すること。 4 教員養成に関すること。 5 その他教育に関する研究、調査及び資料収集に関すること。

第十四条第一項の表所長の項中「教育センター」を「教員総合研修センター」に改め、同条第二項の表次長の項及び教授の項中「教育センター」を「教員総合研修センター」に改め、同表室次長の項の次に次のように加える。

主任指導主事 (師範)	教員総合研修センター	上司の命を受け、いしかわ師範塾の企画・運営等の業務に従事する。
主任指導主事 (師範代)		

第十四条第二項の表主任指導主事 指導主事の項中「教育センター」を「教員総合研修センター」に、「教育職員」を「教育関係職員」に改める。

別表石川県スポーツ推進審議会の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

石川県体育施設管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第二号

石川県体育施設管理規則を廃止する規則

石川県体育施設管理規則（昭和四十年石川県教育委員会規則第十三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第三号

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則

石川県教育職員免許法令施行細則（昭和四十二年石川県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の次に次の一条を加える。

第八条の三 免許法施行規則第十八条の五に規定する都道府県の教育委員会規則で定める単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	有すること を必要とする学校の免許状	受けようとする免許状に関する在職年数	最低修得単位数					合計単位数
			教科に関する科目	教職に関する科目			教科又は教職に関する科目	
				教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、 教育相談及び 進路指導等に関する 科目		
				各教科の 指導法	道徳の指 導法			
小学校教諭 二種免許状	幼稚園教諭 普通免許状	一年		七単位	一単位	一単位		一〇単位
	中学校教諭 普通免許状	一		七		二		九
中学校教諭 二種免許状	小学校教諭 普通免許状	一	七単位	二		二		一一
	中学校教諭 普通免許状	二	五	一		二		八
	高等学校教諭 普通免許状 (二種免許状を除く。)	一		一	一	一	三単位	六
高等学校教諭 一種免許状	中学校教諭 普通免許状 (二種免許状を除く。)	一		一		二	六	九

備考 教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第十八条の二に定める修得方法の例にならうものとする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

指導が不適切である教諭等の認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

石川 県 教 育 委 員 会

石川 県 教 育 委 員 会 規 則 第 四 号

指導が不適切である教諭等の認定等に関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切である教諭等の認定等に関する規則(平成二十年石川県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の二」を「第二十五条」に改める。

第五条第二項中「第二十五条の二第四項」を「第二十五条第四項」に改める。

第六条第一項中「第二十五条の二第五項」を「第二十五条第五項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

石川 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 一 号

庁 中 一 般
出 先 機 関
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等処務規程(昭和41年石川県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

石川 県 教 育 委 員 会

第70条の2を削り、第70条の2の2中「第十条の二第一項」を「第十条の二第一項」に改め、同条を第70条の2とし、第70条の2の3を第70条の2の2とし、第70条の2の4を第70条の2の3とする。

第70条の3第2項中「第七十条の二の二第三項」を「第七十条の二の二第三項」に改める。

別表第2本庁の課長の共通の専決事項の表第18号(1)中「第七十條」を「及び第七十條」に改める。

別表第2本庁の課長の個別的専決事項の表スポーツ健康課長の項中「スポーツ健康課長」を「保健体育課長」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とする。

別表第4出先機関等の長の共通の専決事項の表第12号(1)中「第七十條」を「及び第七十條」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

石川県教育委員会訓令第2号

県 立 学 校

石川県立学校処務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

第32条の2の2を削り、第32条の2の3中「第十條」を「第十條」に改め、同条を第32条の2の2とする。

第33条中「第十條」を「第十條」に改める。

別表第2第9号(1)中「、第32条の2の2及び第32条の2の3」を「及び第32条の2の2」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

石川県教育委員会訓令第3号

庁 中 一 般
出 先 機 関
教 育 機 関

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年石川県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

別表第1中「教職員課
教員指導力向上推進室」を「教 職
教指推」を「教職員課
教 職」に、

「スポーツ健康課」を「保健体育課」に、

「教育センター」を「教員総合研修センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

石川県教育委員会告示第8号

申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則第2条に規定する申請書等（平成11年石川県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

表中	石川県体育施設専用利用申込書 (使用許可申請書)	石川県体育施設管理規則 (昭和40年石川県教育委員会規則第13号)	第 1 号様式	を削る。
	石川県体育施設専用利用変更申込書 (使用許可変更申請書)	石川県体育施設管理規則	第 3 号様式	
	石川県体育施設利用使用料減免申請書 (返還請求書)	石川県体育施設管理規則	第 4 号様式	

石川県教育委員会教育長訓令第 1 号

庁 中 一 般
出 先 機 関
教 育 機 関

グループ制に関する運営規程 (平成17年石川県教育委員会教育長訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月 31 日

石 川 県 教 育 委 員 会 教 育 長

別表第 1 教職員課の項中「免許・法制グループ」を「免許・企画グループ」に改め、「企画グループ」を削り、同表学校指導課の項中「特別支援グループ」を「特別支援教育グループ」に改め、同表スポーツ健康課の項を次のように改める。

保健体育課	庶務グループ、学校体育グループ、健康教育グループ
-------	--------------------------

別表第 2 中「教育センター」を「教員総合研修センター」に、

企画調査課	企画広報グループ、研修管理グループ
研修課	基本研修グループ、専門研修グループ、学校サポートグループ

を

総務・広報課	総務グループ、広報グループ
リーダー養成研修課	教科指導グループ、マネジメントグループ
基本研修課	基本研修グループ、専門研修グループ

に改める。

附 則

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

